児童家庭支援センター運営業務委託事業者募集要項

児童に関する家庭などからの相談や区からの依頼に応じ、必要な援助を行うほか、児童相談所からの指導委託、里親やファミリーホームへの支援等を行う児童家庭支援センターの設置・運営業務を委託する事業者を募集します。

１　事業内容

別紙仕様書のとおり

２　実施場所

福岡市博多区又は早良区　（利用者の交通利便性が高い場所）

３　事業開始時期

令和９年３月中

４　応募条件

（１） 地方自治法施行令第 167 条の４に該当する者でないこと。

（２） この提案競技募集の公告日から事業実施候補者決定の日（事業実施候補者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲載されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

（３） この提案競技募集の公告日から事業実施候補者決定の日（事業実施候補者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第１、第２及び第３の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

（４） 市町村税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。

（５） 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（６） 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（７） 児童福祉法、要綱（ガイドライン）などの法令等を遵守できること。

※「福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例」が掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/d1w_reiki/reiki_honbun/q003RG00001195.html

（８） 令和８年４月１日時点において、様々な課題（児童の発達障がい、親の養育能力の課題など）を抱えた親子の課題を解決するため支援した活動実績が１年以上あること（施設入所児童と親との関係調整の支援等も含む）。

（９） 児童家庭支援センターの管理者については、応募時点において提案した者を必ず管理者とすること。その他の職員については、応募時点においては採用予定でも可とする。

（10）児童家庭支援センターの用に供する物件については、自己所有又は賃貸借のどちらでも差支えないものとする。賃貸借の場合は、応募時点においては契約までを要せず、仮押さえでの提案も可とする。なお、賃貸借の場合、地上権又は賃借権を設定し、これを登記すること。ただし、次に掲げるように安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、登記を行わないこととしても差支えないこととする。

① 国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている不動産

② 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上

③ 貸主が地方住宅公社もしくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体

原則、上記①～③に該当しない物件により選定された場合は、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できないため、地上権又は賃借権を設定し、登記が必要となりますが、事業計画等により安定的な事業の継続が確認できた場合は登記を行わないこととしても差支えありません。

（11）運営に係る自己資金として、年間事業費の 12 分の１（１か月分）以上の現金（預金）を確保していること。

（12）法人等の役員について、次の条件を満たしていること。

① 欠格事由を有する者が選任されていないこと。

ア．精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ．生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ．イに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ．所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

② 関係行政庁の職員が法人等の役員となっていないこと。

③ 実際に法人等運営に参画できない者を、役員として名目的に選任していないこと。

④ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任又は役員として参加していないこと。

※なお、事業実施候補者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第１、第２及び第３の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

5　総事業費　※令和８年度（令和９年３月から事業開始した場合）

上限額　3,016 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※参考：開設費用を除く年間相当額　１８，０５４千円

6　スケジュール

（１）募集開始	令和８年 11 月 18 日（水）
（２）説明会参加申込書提出期限	令和８年 11 月 25 日（水）17 時まで
（３）説明会	令和８年 12 月２日（水）16 時から
（４）質問書提出期限	令和８年 12 月９日（水）17 時まで
（５）質問書回答	令和８年 12 月 16 日（水）予定
（６）参加申込書提出期限	令和９年 １月６日（水）17 時まで
（７）審査（評価・選定委員会）	令和９年 １月 20 日(水）予定
（８）事業候補者決定	令和９年 １月下旬　予定
（９）事業者認可手続き等	令和９年 １月下旬～２月中旬　予定
（10）事業開始	令和９年３月中

7　説明会

（１）開催日時

令和８年 12 月２日（水）16 時から

（２）開催場所

オンラインで開催します。（URL は説明会参加申込書提出者へ別途お知らせします。）

（３）説明会の参加申込みについて

令和８年 11 月 25 日（水）17 時までに、説明会参加申込書（様式１）を「13 問い合わせ・提出先」へ電子メールで提出してください。

※説明会への参加は、１団体３名までとします。

※説明会への参加は、提案競技への参加の必須条件ではありませんが、可能な限り説明会への参加をお願いします。

8　質問の受付

疑義が生じた場合は、令和８年 12 月９日（水）17 時までに質問書（様式２）を「13 問い合わせ・提出先」に電子メールで提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡してください。

質問に対する回答は、令和８年 12 月 16 日（水）17 時までに福岡市ホームページに掲載します。

9　参加申込

提案競技への参加を希望する場合は、応募条件等を確認のうえ、下記のとおり参加申込書を提出してください。応募条件等を満たしていない場合は、応募書類を受け付けられませんので、ご不明な点がある場合は、事前にご相談ください。

（１）参加申込書の提出期限・提出方法

令和９年１月６日（水）17 時までに、下記（２）の書類を「13 問い合わせ・提出先」に持参又は郵送（必着）してください。郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付してくだ

さい。

（２）提出書類

下記①から⑫までの書類を提出してください。

① 提案競技参加申込書（様式３―１）
② 社会福祉施設整備調書（様式４－１）
③ 配置予定者の活動履歴等（様式４－２）
④ 追加提案業務（様式４－３）
⑤ 創設等理由書（様式５）
⑥ 管理者ＰＲ（様式６）
⑦ 法人調書（様式７－１）
⑧ 法人設立趣意、活動実績等（様式７－２）
⑨ 誓約書（様式８―１）
⑩ 役員名簿（様式８―２）
⑪ 「様式４－１、７－１」関連の添付資料
⑫ 団体の概要や活動がわかるパンフレット等

※参加申請書提出後に提案競技への参加を辞退する場合は、提案競技参加辞退届（様式３―２）を提出すること。

10 応募に際しての留意事項

（１）本事業の準備のために発生する事業所の仮押さえや採用活動等の費用及び応募書類の提出に要する経費については、すべて応募事業者の負担となります。

（２）福岡市及び評価・選定委員会が認めた場合を除き、応募書類の提出後の変更は原則として認めません。

（３）応募書類その他応募者から提出された書類は、返却しません。

（４）提出された個人情報については、本募集手続きの目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。なお、応募書類については、福岡市情報公開条例に基づき、その内容を公開する場合があります。

（５）下記に該当することが確認された場合、応募書類の受理を行いません。

① 条件等を満たしていない場合
② 応募書類の受理を行うことが適当でないと市長が認める場合

（６）応募者及びその関係者が下記のいずれかに該当するときは、評価を行うことなく失格とします。また、候補者として選定された場合であっても、選定結果を取消し、失格とします。

① 評価・選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求め又は接触した場合
② 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
③ 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合
④ 応募書類の提出後、重要事項を福岡市の承諾なく変更した場合
⑤ 上記のほか市長が不適切と認めた場合

※福岡市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係にある者及び同条例に反する行為を行う者であることが判明した場合は、評価を行うことなく失格とします。なお、応募者については、法人役員全てについて、福岡県警本部組織犯罪対策課へ暴力団員の有無に関する照会を行います。

11　審査（事業者プレゼンテーション、評価・選定委員会）

（１）実施日時

令和９年１月 20 日(水)

※日時は参加申込者へ別途お知らせします。

（２）実施方法等

提出された書類をもとに、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

説明者は１団体３名までとしますが、管理者となる方は必ず参加をお願いします。

※その他詳細は参加申込者へ別途お知らせします。

（３）審査結果通知

審査結果については、全ての参加者に電子メール、文書でお知らせする予定です。

12　評価・選定委員会における審査項目及び着眼点

下記事項を総合的に審査し、事業候補者を選考します。

評価項目 （配点）	評価の着眼点及び留意点
場　所 （２０点）	○周辺環境について ・相談窓口は、市民が（博多区又は早良区から）行きやすい場所にあるか。 ・関係機関との連携（対面協議等）に行きやすい場所にあるか。
設　備 （１０点）	○設備について ・相談室、プレイルーム、事務室、その他必要な設備は設けられているか。 ・保護者や児童のプライバシーに配慮し、話しやすい環境創出に努めているか。（親子が別々の部屋で相談でき、互いの声が届かない構造か。）
法　人 （１０点）	○設立趣意等や福祉に対する取り組み、理解について ・児童福祉を目的とする経営理念が事業運営に反映されているか。 ・児童福祉のさらなる推進に向けた視点があるか。 ○法人の役員について ・法人の役員に児童福祉法の規定に違反した者はいないか。
計画内容 （２０点）	○管理者について ・管理者にふさわしい人格、能力、経歴であるか。 ○職員について ・職員は相談者としてふさわしい人格、能力があるか。 ・継続的な職員配置（心理士の常勤など）が見込まれるか。 ○児童福祉分野における支援に関するノウハウについて ・親子の相談や関係調整、関係機関との連携、里親支援などについて知識や経験が十分であるか。
追加提案 （１０点）	○追加提案業務内容について ・子ども家庭福祉の向上につながる具体的な追加業務が提案されているか。 ・今後の調整や環境整備により実現する可能性の高い業務か。
資金計画 （１０点）	○敷地・建物について ・事業に必要な不動産は所有または安定した賃貸借契約によるものか。 ○事業の資金計画について ・運営資金は確保できているか。 ○法人の運営状況について ・法人の財政状況が適切であるか。
総合評価 （２０点）	○事業計画を確実に実現、継続できるか。 ・提案された事業計画（場所、計画内容、追加提案など）を確実に実現し、長期的に安定した運営ができるか。 ・将来にわたって、数多くの相談者に質の高い支援を提供するなど、児童家庭支援センターとしての役割を十分に発揮することが期待できるか。 ○その他の事項 ・上記以外で特に優れた事項があり、高評価の対象となり得るものがあるか。

13　問い合わせ・提出先

福岡市こども未来局こども家庭課
担当：川原、宗
〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1
TEL：092-711-4238　FAX：092-733-5534
Mail: k-katei.CB@city.fukuoka.lg.jp